

## 新旧対照表（第四章部分）

## 第一節 自然を大切にすまち

## 1 緑

1 緑地の保全			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
みどり基金の活用により、市内の緑地の保全に努める。	緑政課	みどり基金の活用により、市内の緑地の保全に努める。	緑政課
		<u>二酸化炭素の吸収源となる樹木・樹林のみどりを保全する。</u>	緑政課
緑化や樹木、樹林の保全に係る助成制度を拡充し、市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進め、民有緑地の保全に努める。	緑政課	緑化や樹木、樹林の保全に係る助成制度を拡充し、市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業を <u>推進し</u> 、民有緑地の保全に努める。	緑政課
環境影響評価を適切に維持し活用する。	まちづくり課	環境影響評価を適切に維持し活用する。	<u>まちづくり</u> 景観課
神奈川県の実施する線引き見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域縁辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。（県の都市計画決定）	環境管理課	神奈川県の実施する線引き見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域縁辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。（県の都市計画決定）	<u>環境都市課</u>
市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、その経路も緑化するとともに、災害避難場所への常緑広葉樹の植樹（いのちの森）について検討し、実施する。	緑政課	市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、その経路も緑化するとともに、災害避難場所への常緑広葉樹の植樹（いのちの森）について検討し、実施する。	緑政課

2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 市全域の緑被率約60パーセントを維持する。	58.3%（2004年度）	1-1 市全域の緑被率約60パーセントを維持する。	63.1%（2020年度）
1-2 特別緑地保全地区を3地区指定する。	指定されていない	1-2 特別緑地保全地区を3地区指定する。	1地区指定済
1-3 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の重要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。	指定されていない	1-3 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の重要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。	指定されていない
<b>2 公園の整備・維持管理</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
誰でもが安全で快適に利用できるように都市公園の整備を図る。特に、街区公園が不足している地区においては、重点的に公園等の整備を進める。	緑政課	誰でもが安全で快適に利用できるように都市公園の整備を図る。特に、街区公園が不足している地区においては、重点的に公園等の整備を進める。	緑政課
公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。	緑政課	公園施設長寿命化計画等に基づき適切な維持管理を実施する。	緑政課
アダプトプログラム等による市民協働による管理を推進するため、より多くの市民参加を促す。	緑政課	アダプトプログラム等による市民協働による管理を推進するため、より多くの市民参加を促す。	緑政課
市民の参加により、名越緑地において里山の再生と活用を図る。	緑政課	市民の参加により、名越緑地において里山の再生と活用を図る。	緑政課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
2-1（仮称）池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。	基本計画を策定した	2-1（仮称）池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。	基本計画を策定した
2-2市民1人あたり都市公園面積が10㎡（平方メートル）になる。	8.72㎡	2-2市民1人あたり都市公園面積が10㎡（平方メートル）になる。	15.82㎡（2022年度）

2-3 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。	32.5%(83箇所中27箇所)	2-3 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。	32.5%(83箇所中27箇所)
---	------------------	---	------------------

**市民の役割**

旧		新	
○市民が主体となって、自然観察会等を行い、各種意識啓発活動に積極的に参加します。		○市民が主体となって、自然観察会等を行い、各種意識啓発活動に積極的に参加します。	
○名越緑地などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、自然を体験するイベントを行い、市民はこれに参加します。		○名越緑地などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、自然を体験するイベントを行い、市民はこれに参加します。	
○地域の緑地・公園について、下草刈りなどの体験イベントを行い、市民はこれに参加します。		○地域の緑地・公園について、下草刈りなどの体験イベントを行い、市民はこれに参加します。	
○自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。		○自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。	
○市の助成制度を活用し、住宅の緑化を進めます。		○市の助成制度を活用し、住宅の緑化及び緑地等の保全に努めます。	

**事業者の役割**

旧		新	
○商店街や駅前などに花や緑を植えます。		○商店街や駅前などに花や緑を植えます。	
○事業所などにおける市の緑地保全啓発事業に協力します。		○事業所などにおける市の緑地保全啓発事業に協力します。	
○街路樹の促進に協力します。		○街路樹の促進に協力します。	

**2 水辺 (河川・海)**

**1 海岸の維持管理**

旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
		持続可能で良質な逗子海岸で維持するため、国際環境認証ブルーフラッグの取得を継続し、市民向けのイベント・講座で実施する。	経済観光課

海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。	経済観光課	海岸利用者にごみ等の散乱防止を啓発するとともに、協力を得て美化活動の実施に努める。また、アダプトプログラムによる海岸一斉清掃を実施する。	経済観光課
海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。	経済観光課	海の家排水設備の整備促進など海を汚さない取り組みを行う。	経済観光課
養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。	経済観光課	養浜対策について県に要請する。また、関係機関を通じ、国に対して養浜対策の技術的支援を要請する。	経済観光課
安らぎを重視する健全・健康的な海岸環境を整備する。	経済観光課		
		二酸化炭素の吸収源となる藻場の再生・保全や磯焼け対策に取り組むなど、ブルーカーボン創出への仕組み作りを検討する。	企画課 経済観光課 環境都市課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年1,800人になっている。	1440人/年	1-1 国際環境認証ブルーフラッグを継続して取得している。	取得申請中
1-2 現在の砂浜面積を維持するため、毎年500 m3以上の養浜対策を実施要請していく。	500 m3投入		
<b>2 河川の維持管理</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩い、学びの場として整備する。	河川下水道課	周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩い、学びの場として整備する。	都市整備課

人と自然が融合する都市型河川として、市民の関心と愛護の心を育む施策の推進と水質浄化等への意識高揚に努める。	河川下水道課		
河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。	河川下水道課	河川の維持管理にあたっては、水辺景観や生き物の生息場所に配慮して作業を実施する。	都市整備課
「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生（河川管理通路のプロムナード化や親水公園等）を図る。	経済観光課 河川下水道課	「自然の回廊」の一つとして、水辺環境の創生（河川管理通路等を遊歩道として利活用）を図る。	経済観光課 都市整備課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
2-1 河川の親水施設を4箇所整備する。	3 箇所	2-1 河川の親水施設を4箇所整備する。	3 箇所
2-2アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4か所を維持している。	4 箇所	2-2アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が6か所となる。	5 箇所
<b>3 公共下水道の維持管理</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
公共下水道への接続及び分流化を促進する。	河川下水道課	公共下水道への接続及び分流化を促進する。	下水道課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
3-1 水洗化率が98%になっている。	97.80%	3-1 水洗化率が99%になっている。	98.90%
<b>市民・事業者の役割</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
○川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。		○川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。	
○市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。		○市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。	
○ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。		○ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。	
○川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、参加します。		○川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、参加します。	

### 3 動植物（生物多様性）

1 様々な生態系の体験			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしなががつなぎ、自然の回廊として環境整備を図る。	経済観光課	山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で <u>学び、安らぎ、遊び、憩うことができるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしなががつなぎ、自然の回廊として保全していく。</u>	経済観光課
「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の育成と増加のためのPR、シンポジウム等を行う。	経済観光課	「自然の回廊プロジェクト」として、 <u>自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るため「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の活動を支援する。</u>	経済観光課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている。	全てのコースへの設置ができていない	1-1 自然の回廊を活用したイベントを複数回支援している。	年1件程度
2 環境学習			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
市民団体による自然体験学習を支援し、次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める。	環境管理課	市民団体による自然体験学習を支援し、次世代を担う子どもたちの、環境に関する現状の認識、自然環境を保全することへの関心を高める。	環境都市課

環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課	環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境都市課
市民、事業者等と協力して、自然の調査・記録活動を検討する。	環境管理課	市民、事業者等と協力して、自然の調査・記録活動を検討する。	環境都市課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
2-1 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。	約100人	2-1 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。	約100人
2-2市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。	340人	2-2市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。	3校
<b>市民・事業者の役割</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
○野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。		○野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。	
○生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等で行う工事において、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入をします。		○生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等で行う工事において、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入をします。	
○下草刈りなどの体験イベントや、自然観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。		○下草刈りなどの体験イベントや、自然観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。	
○川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。		○川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。	

## 第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

### 1 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

発生・排出抑制			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
家庭ごみ処理有料化の導入後も、継続的に減量のための施策を実施する。	資源循環課	家庭ごみ処理有料化の導入後も、継続的に減量のための施策を実施する。	資源循環課
市民との協働による発生・排出抑制のための取り組みを促進する。	資源循環課	市民との協働による発生・排出抑制のための取り組みを促進する。	資源循環課
事業者と協働による発生・排出抑制の取り組み（レジ袋の廃止、容器包装プラスチックの減量のための施策等）を促進する。	資源循環課	事業者と協働による発生・排出抑制の取り組み（レジ袋の廃止、容器包装プラスチックの減量のための施策等）を促進する。	資源循環課
市や市民・事業者のイベントにおいてはリユース食器の利用促進を図る。	資源循環課	市や市民・事業者のイベントにおいてはリユース食器の利用促進を図る。	資源循環課
ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。	資源循環課	ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図る。	資源循環課
不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。	資源循環課	不法投棄、ポイ捨て及び不適正排出の防止と生活環境保全のため、啓発活動、パトロール及び散乱ごみ回収等を実施する。	資源循環課
		廃棄物処理に伴う温室効果ガス削減を図る観点から、発生・排出抑制や再利用の意識付けに取り組む。	資源循環課
環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境管理課	環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組む。	環境都市課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）

1-1市民一人一人のごみ排出量が1日当たり700グラム以下になっている。	913グラム	1-1 市民1人当たりのごみ排出量が1日当たり <u>797グラム</u> 以下になっている。	851グラム（2021年度）
1-2 生ごみ処理容器の年間助成台数が500台になっている。	295台	1-2 家庭用生ごみ処理容器等の助成件数が延べ <u>9,010件</u> 以上になっている。	7,763台
<b>市民の役割</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
○必要な食材を適量だけ購入し、捨てる前にしっかり水切りをするなど、生ごみの減量化に努めます。		○ 必要な食材を適量だけ購入し、捨てる前にしっかり水切りをするなど、生ごみの減量化に努めます。	
○ なるべくリターナブル容器商品を購入し、缶やびん、容器包装プラスチックの減量化に努めます。		○ なるべくリターナブル容器商品を購入し、缶やびん、容器包装プラスチックの減量化に努めます。	
○ 長持ちする製品を使い、故障したら修理するなど電気製品・家具などごみの減量に努めます。		○ 長持ちする製品を使い、故障したら修理するなど電気製品・家具などごみの減量に努めます。	
○ 不用品無料交換の場や、 <u>もったいない市</u> 、フリーマーケット、リユースショップの利用に努めます。		○ 不用品無料交換、フリーマーケット、リユースショップの利用に努めます。	
○ なるべくレンタル製品を使うよう努めます。		○ なるべくレンタル製品を使うよう努めます。	
○ 花火大会や市民まつり、地域の祭りなどは、リユース食器を利用します。		○ <u>市民まつりや地域の祭り等のイベント</u> において、リユース食器を利用します。	
○ ごみのポイ捨てはしません。		○ ごみのポイ捨てはしません。	
○ ごみ関連の学習会やワークショップ、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地域環境意識の向上をはかり、子どもたちへの教育の模範を示します。		○ ごみ関連の学習会やワークショップ、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地域環境意識の向上をはかり、子どもたちへの教育の模範を示します。	
<b>事業者の役割</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
○ レジ袋の有料化や廃止など、容器包装プラスチックごみの減量化に向けた取り組みに努めます。		○ レジ袋の有料化や廃止など、容器包装プラスチックごみの減量化に向けた取り組みに努めます。	

○ 生ごみの減量につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。	○ 生ごみの減量につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。
○ 裏紙を使用し、商品の過剰包装や紙袋の使用は控えるなど、紙・布類のごみの減量化と分別の徹底・資源化に努めます。	○ 裏紙を使用し、商品の過剰包装や紙袋の使用は控えるなど、紙・布類のごみの減量化と分別の徹底・資源化に努めます。
○ リターナブルびんを使った商品の販売など、あき缶・あきびんの減量化に努めます。	○ リターナブルびんを使った商品の販売など、あき缶・あきびんの減量化に努めます。
○ 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。	○ 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。
○ 過剰包装やレジ袋などの削減に努めます。	○ 過剰包装やレジ袋などの削減に努めます。
○ 量り売り、裸売り(無包装)を促進し、プラスチックトレイの使用を控えます。	○ 量り売り、裸売り(無包装)を促進し、プラスチックトレイの使用を控えます。
○ 消費者の買い物袋の持参を促進し、レジ袋の削減を進めます。	○ 消費者の買い物袋の持参を促進し、レジ袋の削減を進めます。
○ 花火大会や市民まつり、イベントなどは、リユース食器を利用する。	○ <u>海水浴場</u> や市民まつり、イベントなどは、リユース食器を利用する。
○ 事業系ごみは事業者責任による処理原則を順守し、ごみ減量化・資源化施策に協力します。	○ 事業系ごみは事業者責任による処理原則を順守し、ごみ減量化・資源化施策に協力します。
○ 機器類の修理に取り組みます。	○ 機器類の修理に取り組みます。
○ エコポイント制度やデポジット制度について取り組みます。	○ エコポイント制度やデポジット制度について取り組みます。

## 2 資源の再生利用～リサイクル～

1 生ごみの資源化			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。	資源循環課	市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器等による生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進する。	資源循環課

家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めたうえで、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備する。	資源循環課	家庭から排出される生ごみを分別収集し、葉山町が整備する生ごみ資源化処理施設で資源化を図る。	資源循環課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 生ごみ処理容器の年間助成台数が500台になっている。	295台	1-1 家庭用生ごみ処理容器等の助成件数が延べ9,010件以上になっている。	7,763台
<b>2 その他の廃棄物の資源化</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を進めるとともに、資源回収奨励金制度の合理化・活性化を図る。	資源循環課	紙ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう周知啓発を行う。	資源循環課
		生ごみの分別排出が徹底され、減量化・資源化が促進されるよう、生ごみの分別収集・資源化の趣旨、目的の十分な周知啓発を行う。	資源循環課 環境クリーンセンター
焼却残さの安定的な資源化処理の確立を図る。	環境クリーンセンター	焼却灰の安定的な資源化処理の確立を図る。	環境クリーンセンター
最終処分する不燃残さを削減するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。	資源循環課 環境クリーンセンター	不燃残さを最小化するための資源化品目の拡大と資源化効率の向上を図る。	資源循環課 環境クリーンセンター
小型家電リサイクル法の施行に伴い、拠点回収、粗大ごみ等からのピックアップ回収及びステーション回収の導入を進める。	環境クリーンセンター		
植木剪定枝について、環境クリーンセンターでの処理、粉碎車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。	環境クリーンセンター	植木剪定枝について、環境クリーンセンターでの処理、粉碎車両の活用及び民間処理委託により、焼却処理をせずに全量資源化を図る。	環境クリーンセンター

		製品プラスチック、紙おむつ等、新たな資源化品目の追加について、国の動向等を見据え継続して検討する。	資源循環課 環境センター
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
2-1 ごみの資源化率が60パーセント以上になっている。	28.2%（2012年度）	2-1 資源化率が61.4パーセント以上になっている。最終処分率が0.3パーセント以下を維持している。	48.1%（2021年度）
2-2 燃やすごみに混入される紙ごみの割合が10パーセント以下になっている。	約30%（2012年度）	2-2 燃やすごみに含まれる紙ごみが36.7パーセント以下になっている。※現在燃やすごみに含まれている生ごみを分別収集することで、燃やすごみ全体量が減量するため、燃やすごみに含まれている資源化できる紙類の混入3割減を指標とし、生ごみ分別収集実施後の組成として試算。	約37.3%
2-3 地域の5箇所すべて、まだ使用できる不用品（資源物）の回収等が行われている。	3箇所（逗子・小坪・沼間）		
<b>市民の役割</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
○ 様々な処理容器（コンポストなどの生ごみ処理器）を使い、堆肥化等の自家処理を実施するなど生ごみ、植木ごみの資源化に努めます。		○ 様々な家庭用生ごみ処理容器等（キエーロ、コンポストなど）を使い、堆肥化等の自家処理を実施するなど生ごみの資源化に努めます。	
○ 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他の資源ごみの資源化に努めます。		○ 産業廃棄物の分別を徹底し、資源ごみの資源化に努めます。	
○ 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。		○ 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。	
○ ごみの資源化に関連する地域や学校での学習活動に協力します。		○ ごみの資源化に関連する地域や学校での学習活動に協力します。	
<b>事業者の役割</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	

○ 分別排出を徹底し、紙・布類、あき缶・あきびん、その他資源ごみの資源化に努めます。	○ 産業廃棄物の分別を徹底し、資源ごみの資源化に努めます。
○ ペットボトル・食品トレイの回収ボックスを設置します。	○ ペットボトル・食品トレイの回収ボックスを設置します。
○ 食品リサイクル法の理念に基づき、食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを実践します。	○ 食品リサイクル法の理念に基づき、食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを実践します。

### 3 適正処理

#### 1 適正なごみ処理

旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。	資源循環課 環境クリーンセンター		
収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。	環境クリーンセンター	収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階における直営と民間委託の役割分担のあり方を整理し、民間委託の計画的な推進を図る。	環境クリーンセンター
ごみ収集方法について検討し、改善を図る。	環境クリーンセンター	ごみ収集方法について検討し、改善を図る。	環境クリーンセンター
購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。	環境クリーンセンター	購入後10年を超えた車両については、複数年に分けて更新する計画を策定し、今後の車両更新台数の平準化を図る。	環境クリーンセンター

#### 2 施設の維持

旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
環境クリーンセンターについて、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた総合的な整備計画を策定する。	環境クリーンセンター	環境クリーンセンター焼却施設について、中長期的なごみ量とごみ質の変化等を踏まえた長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を図る。	環境クリーンセンター

2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度）
2-1一般廃棄物処理施設再整備が完了している。	再整備の方向性を検討中。	2-1環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行い、年間20,000 tの焼却処理を行っている。	16,425 t/年（2021年度）

### 3 ごみ処理の広域連携の推進

旧		新	
		具体的な取り組み	所管
		平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。	資源循環課 環境クリーンセンター
		食品リサイクル法に基づく登録再生事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、手数料の見直し等を鎌倉市、逗子市及び葉山町で連携して推進する。	資源循環課 環境クリーンセンター
		2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度）
		3-1 鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行っている。	未実施

### 市民・事業者の役割

旧	新
○塩化ビニル等ハロゲン系の成分表示のある製品はできるだけ買わない、使わないようにします。	○塩化ビニル等ハロゲン系の成分表示のある製品はできるだけ買わない、使わないようにします。
○塩化ビニル等ハロゲン系の製品、包装等は、可能な限り取り扱いません。	○塩化ビニル等ハロゲン系の製品、包装等は、可能な限り取り扱いません。
○化学物質の成分表示など、消費者への情報を明確にします。	○化学物質の成分表示など、消費者への情報を明確にします。
○製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。	○製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。
○工事における廃棄物の適正処理及びリサイクルの実施を進めます。	○工事における廃棄物の適正処理及びリサイクルの実施を進めます。

### 第三節 カーボンニュートラルを実現するまち

#### 1 省エネルギーの促進

温室効果ガス排出の削減			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。	環境管理課	「第三次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。	環境都市課
市民、事業者による省エネルギー型設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課	省エネルギー型設備等の導入に対する助成を実施するとともに、導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境都市課
公共交通の利用を促進する。	環境管理課	自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通の充実や自転車利用環境の向上により、移動手段として公共交通や自転車の利用を促進する。	環境都市課
「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組む。	環境管理課	「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組む。	環境都市課
		行動変容につながるよう環境教育の取組を充実させ、省エネルギーの促進に向けた啓発に取り組む。	環境都市課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 市関連施設について、平成25年度を基準年度とし、平成33年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。	平成19年度比6.58%増	1-1 市内の電力を使用する全ての市所有（管理）施設において、再生可能エネルギー100%の電気を導入する。	高圧電力を使用する12施設で導入(施設全体の電力使用量の約63.2%)
1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	—	1-2 市全体について、温室効果ガス排出量を2013年度と比較して46%削減する。	19.7%削減(2020年度)

市民の役割	
旧	新
○冷暖房の温度設定や、不要な電源を切るなど、省エネルギー行動の習慣をつけます。	○冷暖房の温度設定や、不要な電源を切るなど、省エネルギー行動の習慣をつけます。
○電気製品等を購入する時には、省エネルギー型製品を選びます。	○電気製品等を購入する時には、省エネルギー型製品を選びます。
○節水を心がけ、また、雨水の利用を促進します。	○節水を心がけ、また、雨水の利用を促進します。
○自然のエネルギーを積極的に活用します。	○自然のエネルギーを積極的に活用します。
	○市の助成制度を活用するなど、省エネルギー型設備等の導入を検討します。
○小・中学校への出前授業などの環境教育を通して、省エネルギーの啓発をします。	○小・中学校への出前授業などの環境教育を通して、省エネルギーの啓発をします。
○市と協力して、二酸化炭素排出量の把握に取り組みます。	○市と協力して、二酸化炭素排出量の把握に取り組みます。
○公共交通を活用し、可能な所へは自転車、徒歩で出かけます。	○公共交通を活用し、可能な所へは自転車、徒歩で出かけます。
○電気自動車、ハイブリッド車などの低公害車へ乗り換えるとともに、アイドリングストップなど環境にやさしい運転に努めます。	○電気自動車、ハイブリッド車などの温室効果ガス排出の少ない車へ乗り換えるとともに、アイドリングストップなど環境にやさしい運転に努めます。
○違法駐車をなくすよう努めます。	○違法駐車をなくすよう努めます。
○市民主体で、地域における交通問題に関する実態調査や意見交換を行い、ノーカーデーやカーシェアリングなどの社会実験に取り組みます。	○市民主体で、地域における交通問題に関する実態調査や意見交換を行い、ノーカーデーやカーシェアリングなどの社会実験に取り組みます。
事業者の役割	
旧	新
○建設工事における機械・機器、車両の低公害化を促進します。	○建設工事における機械・機器、車両の低公害化を促進します。
○電気・ガス・石油機器などの購入時に省エネルギー型を選びます。	○電気・ガス・石油機器などの購入時に省エネルギー型を選びます。
○省エネルギー型機器の開発、製造、販売、利用に努めます。	○省エネルギー型機器の開発、製造、販売、利用に努めます。
○事業用車両へ低公害車の導入を推進するとともに、環境にやさしい運転に努めます。	○事業用車両へ電気自動車等の導入を推進するとともに、環境にやさしい運転に努めます。
○省エネルギー型設備への更新を進めます。	○省エネルギー型設備への更新を進めます。

## 2 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーの促進			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
市民・事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。	環境管理課	市民・事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施する。	環境都市課
市民、事業者によるスマートエネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境管理課	スマートエネルギー設備等の導入に対する助成を実施するとともに、導入に向けた意識啓発や支援に取り組む。	環境都市課
公共施設への再生可能エネルギー設備の設置を検討する。	環境管理課	公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入の可能性調査を行い、新規設置もしくは高効率設備への切り	環境都市課
屋根貸しの検討などの市民協働発電所の普及促進を図るための支援制度の充実を図る	環境管理課	屋根貸しの検討などの市民協働発電所の普及促進を図るための支援制度の充実を図る	環境都市課
電気自動車の導入促進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みを行う。	管財課 環境管理課	電気自動車の導入促進など、自動車による環境負荷を少なくするための取り組みや充電器等の環境整備を行う。	環境都市課
		公用車の新規導入時においては、電気自動車など環境に配慮した自動車の導入を検討する。	管財契約課 環境都市課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。	－	1-1 市所有（管理）施設のうち設置可能な建築物等の50%以上に太陽光発電設備等を導入する。	－
1-2 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。	－	1-2 市全体について、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を19.5MW以上稼働している。	4.5MW（2021年度）

市民・事業者の役割	
旧	新
○環境教育を行い、再生可能エネルギーの啓発をします。	○環境教育を行い、再生可能エネルギーの啓発をします。
○再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、小・中学校への出前授業などの環境教育にも協力し、再生可能エネルギー	○再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、小・中学校への出前授業などの環境教育にも協力し、再生可能エネルギー
○スマートコミュニティを形成するため、再生可能エネルギー設備等の導入に努めます。	○スマートコミュニティを形成するため、再生可能エネルギー設備等の導入に努めます。
○電気自動車などへ乗り換えを検討します。	○電気自動車などへ乗り換えを検討します。
○再生可能エネルギー設備の導入を検討します。	○市の助成制度を活用するなど、再生可能エネルギー設備の導入を検討しま
	○再生可能エネルギー由来の電気への切り替えを検討します。

## 第四節 暮らしと景観に配慮したまち

### 1 良好な景観

良好な景観			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
各地域特性にふさわしい景観づくりのため景観計画を推進する。	まちづくり課	各地域特性にふさわしい景観づくりのため景観計画を推進する。	まちづくり景観課
特定財源の確保に努め、市道の無電柱化整備計画を推進する。	都市整備課	市道の無電柱化推進計画を策定し推進する。	都市整備課
逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。	まちづくり課	逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。	まちづくり景観課
景観形成重点地区の指定について市民参加で検討等を行う。	まちづくり課	景観形成重点地区の指定について市民参加で検討等を行う。	まちづくり景観課
条例改正時から「特定小規模景観形成行為」として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的に行っていく。	まちづくり課	条例改正時から「特定小規模景観形成行為」として、逗子駅周辺地区の商業及び近隣商業地域の全建築行為について届出を義務付けているが、今後も継続的に行っていく。	まちづくり景観課
景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に活かしてもらうよう誘導する。	まちづくり課	景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」を周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に活かしてもらうよう誘導する。	まちづくり景観課
地域ごとに景観を考える機会をつくり、 <u>景観デザインコード</u> を使って自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。	まちづくり課	地域ごとに景観を考える機会をつくり、自然と調和したまちなみや魅力ある路地など地域の特色を活かした景観を維持・創造していく。	まちづくり景観課
市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。	まちづくり課	市民との協働で開催するイベント等において、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める。	まちづくり景観課

関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。	まちづくり課	関係機関と協議し、景観に配慮した魅力ある公共建築・施設の整備を推進する。	まちづくり景観課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区4地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。	重点地区3地区指定済（逗子駅周辺地区、歴史的景観保全地区、東逗子駅周辺地区）	1-1 「 <u>まちなみデザイン逗子</u> 」を活用した啓発活動を年3回以上実施する。	
1-2 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。	景観資産未登録		
1-3 景観デザインコードを活用した啓発活動を10回以上行う。	－		
1-4 シンボルツリーの苗木の配布数が累計60件になっている。	－		
<b>市民・事業者の役割</b>			
<b>旧</b>		<b>新</b>	
○景観に関するワークショップやシンポジウムに積極的に参加します。		○景観に関するワークショップやシンポジウムに積極的に参加します。	
○自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めます。		○自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めます。	
○市が行う景観形成についての施策に協力します。		○市が行う景観形成についての施策に協力します。	
○景観デザインコードを参考に、新規建築や外構まわりの変更等に取り組みます。		○「 <u>まちなみデザイン逗子</u> 」を参考に、新規建築や外構まわりの変更等に取り組みます。	

## 2 暮らしのための基盤整備

暮らしのための基盤整備			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を適正に運用、実施する。	まちづくり課	逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を適正に運用、実施する。	まちづくり景観課
都市計画手法による良好な住環境の保全、創造を進める。	まちづくり課	都市計画手法による良好な住環境の保全、創造を進める。	まちづくり景観課
狭あい道路の整備を進める。	都市整備課	狭あい道路の整備を進める。	都市整備課
安全安心に移動できる道路整備を進める。	都市整備課	道路沿いのがけ崩れ対策の推進を行う。	都市整備課
地域公共交通の充実に努める。	環境管理課	マイカーから公共交通機関等の低炭素な交通手段への転換が進むよう地域公共交通の充実に努める。	環境都市課
		温室効果ガス排出の少ない新たな交通システム導入を検討する。	環境都市課
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進める。	都市整備課	急傾斜地崩壊危険区域の整備を進める。	都市整備課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、14か所整備済みとなっている。	12か所整備済	1-1 金沢新道踏切について改良工事が完了している。	協議中
1-2 狭あい道路の整備を進め、2,848メートル整備済みとなっている。	1,808メートル整備済	1-2 狭あい道路の整備を進め、3,781メートル整備済みとなっている。	2,899メートル整備済
1-3 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。	53か所整備済	1-3 防災工事費助成件数が2023年度からの累計で182件になっている。	0件（2015.4～2022.3まで81件）

市民・事業者の役割	
旧	新
○逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を遵守して、土地利用をします。	○逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を遵守して、土地利用をします。
○狭あい道路の整備に協力します。	○狭あい道路の整備に協力します。
○急傾斜地の整備に協力します。	○急傾斜地の整備に協力します。

### 3 生活環境の諸問題

生活環境の諸問題			
旧		新	
具体的な取り組み	所管	具体的な取り組み	所管
大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係機関と連携して監視、調査する。	生活安全課 河川下水道課	大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係機関と連携して監視、調査する。	資源循環課 都市整備課 下水道課
有害物質について、測定、監視し、適切に情報を公開する。	環境クリーンセンター	有害物質について、測定、監視し、適切に情報を公開する。	環境クリーンセンター
「歩行者と自転車を優先するまち」アクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	環境管理課	「歩行者と自転車を優先するまち」アクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	環境都市課
2022年度（平成34年度）の目標	現状（2013年度末）	2029年度（令和11年度）の目標	現状（2022年度末）
1-1大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。	下回っている	1-1大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。	下回っている
1-2 「歩行者と自転車を優先するまち」2件のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。	—		

市民・事業者の役割	
旧	新
○化学物質を含んだ商品の製造、販売、利用を控えます。	○化学物質を含んだ商品の製造、販売、利用を控えます。
○生活様式の違い等で近隣に迷惑をかけないようにお互いに環境保全に努めます。	○生活様式の違い等で近隣に迷惑をかけないようにお互いに環境保全に努めます。
○自動車の利用を控えます。	○自動車の利用を控えます。